

## 中心市街地再生方策検討会 設置要綱

## 1. 趣旨

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「全国の中心市街地における社会・経済状況の変化を踏まえ、国の中心市街地活性化制度を活用する認定市町村における中心市街地を中心に、多世代が暮らし、働く場づくりなど、将来を見据えた再生を図る取組を支援するため、関係省庁の連携した取組の強化を図る「中心市街地再生促進プログラム（仮称）」を本年度中を目途に策定する。」とされている。

人口減少・少子高齢化の進行に伴う若者の流出やコミュニティ衰退への懸念拡大、小売業等商業機能の低下、空き地・空き家・空き店舗・空きビル等の遊休資産の拡大（スポンジ化）といった厳しさを増す社会・経済状況に対応し、関係省庁の連携を強化して、「中心市街地再生促進プログラム（仮称）」に取り組む必要がある。

このため、「中心市街地再生方策検討会」を設置し、中心市街地の再生に向けて重点的に取り組むべき課題や具体的な方策等について検討する。

## 2. 主な検討項目

- ・ 中心市街地の再生に向けて重点的に取り組むべき課題
- ・ 中心市街地の再生に向けた具体的な方策 等

## 3. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーにより構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

## 4. 庶務

検討会の庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

## 5. 運営

- (1) 検討会は、原則として非公開とする。
- (2) 検討会の配布資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。

## 6. その他

前各号に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

## 中心市街地再生方策検討会

### 委員名簿

五十嵐 克也	日本商工会議所地域振興部長
飯盛 義徳	慶應義塾大学総合政策学部教授
後藤 智香子	東京大学先端科学技術センター特任講師
関 幸子	株式会社ローカルファースト研究所代表取締役
中村 英夫	日本大学理工学部土木工学科教授
原田 劉 静織	株式会社ランドリーム代表取締役

(50音順、敬称略)

#### ■ オブザーバー

内閣府	地方創生推進室 次長
内閣府	地方創生推進事務局 参事官
総務省	地域力創造グループ地域振興室 室長
文部科学省	総合教育政策局地域学習推進課 課長
厚生労働省	参事官(総合政策統括担当)
農林水産省	食料産業局食品流通課 課長
経済産業省	地域経済産業グループ中心市街地活性化室 室長
経済産業省	中小企業庁経営支援部商業課 課長
国土交通省	都市局まちづくり推進課 課長